

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁丙給厚発第5号、丙企画発第21号
丙人発第35号
令和2年2月18日
警察庁長官官房長

警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)
新型コロナウイルス感染症に関しては、我が国においても感染者が確認されているところであるが、警察職員等における新型コロナウイルスの感染防止対策及び警察職員が感染した又は感染の疑いがある場合の対応等については、下記のとおりとするので、全ての所属職員に対する必要な指導を徹底するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 警察職員の感染防止に向けた取組

(1) 感染予防対策の徹底

ア 日常生活における対策

執務中を含む日常生活の全般において、石けんによる丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒のほか、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットの励行を全職員に徹底すること。特に、市民応接を伴う各種業務に従事する職員については、これらの措置を徹底すること。

また、外出するに当たっては、可能な限り人混みを避けるよう努めること。

イ 柔軟な勤務形態の積極活用

職員が出勤時において可能な限り人混みを避けることができるよう、各地域における感染拡大の実情や職員の希望等を踏まえつつ、当該職員の業務内容に応じ、テレワークによる自宅勤務や、早出遅出勤務等を積極的に活用すること。

ウ 職員の体調管理の徹底

個々の職員が、適切な食事、十分な睡眠時間の確保等により自身の体調管理に十分注意すること。また、各所属においても、体調不良と認められる職員に対し、出勤前の自宅での検温を指示するとともに、無理な出勤・勤務をさせないように配慮すること。特に、発熱等の症状が認められる職員(2(1)の感染が疑われる症状が認められる場合を除く。)に対しては、休暇を取得し、積極的に医療機関を受診するなどにより、体調の回復に専念させるよう強く指導すること。

(2) 感染予防のための装備資機材の活用

職員の感染予防対策の徹底に資するため、アルコール消毒液を執務室出入口のほか、庁舎内の共用スペース等に設置するなど、装備資機材の活用を図ること。

2 警察職員が感染した又は感染の疑いがある場合等の対応

(1) 職員に感染が疑われる症状が認められる場合の対応

職員は、自身に感染が疑われる症状（厚生労働省が公表する相談・受診の目安に該当するもの。以下同じ。）が認められるときは、出勤することなく、所属に一報した上、速やかに最寄りの保健所に相談し、保健所が勧める医療機関において受診すること。執務時間中に症状が発生した場合等においては、各機関の実情に応じ、厚生担当課が当該職員に代わり保健所への連絡を行うなど、職員への便宜を図ること。

職員は、自身の症状が感染が疑われる症状に該当するものと自認しなかった等の理由により保健所への相談を経ることなく医療機関を受診した結果、感染が疑われると診断された場合においては、診断された時点で速やかに所属に報告すること。

職員から報告を受けた所属は、速やかに各機関の厚生担当課に所要の報告を行うこと。

各機関においては、上記それぞれの報告が適時適切に行われるよう、所要の報告体制を確立すること。

(2) 職員の感染が確認された場合の対応

各機関の厚生担当課は、医療機関を受診した職員について、検査により感染が確認されたときは、感染拡大防止のため、当該職員が感染したと推定される時期以降の行動範囲を確認の上、各種感染防護具、消毒薬等の装備資機材を活用し、当該職員の勤務官署、出入りした警察施設、接触した物品等に対し、所要の消毒措置を行うこと。

また、感染が確認された職員の職場への復帰については、医療機関の指示に従い、適切に判断すること。

(3) 感染者と濃厚接触した職員等に係る対応

感染者の濃厚接触者（同居している者、長時間接触した者、必要な感染予防策なしで手で触れる又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で接触した者等、国立感染症研究所が示す基準に該当する者）となった職員及び濃厚接触の有無は明らかでないが感染が確認された職員と近接した場所で勤務しているなどの理由により感染が懸念される職員については、都道府県の保健衛生部門の指示に従い、必要な措置を講じること。

(4) 積極的疫学調査への対応

検査により感染が確認された者等及び濃厚接触者に対しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき、都道府県の保健衛生部門が積極的疫学調査（臨床経過、推定感染源、接触者等に係る情報収集）を行うこととなるところ、職員が当該調査の対象となった場合は、各機関の厚生担当課において、必要な協力・連携を行うこと。

(5) 警察庁への報告

各機関の厚生担当課は、感染した又は感染の疑いがある全ての職員に関し、医療機関において受診することとなった又は受診した旨を認知した時点で、速やかに警察庁長官官房給与厚生課（以下「給与厚生課」という。）に報告を行うこと。また、当該報告以降、当該職員に係る状況及び(1)から(4)までの対応状況について、随時、給与厚生課に報告すること。

3 その他留意事項

- (1) 警察施設に出入りする来所者や契約業者等の部外者に対しても、必要な感染予防対策に関する注意喚起や協力依頼を行うこと。
- (2) この通達に示す事項のほか、個別の警察活動に関する留意事項等については、関係部門から別途示達する。